

生食監発0324第3号
平成29年3月24日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

ブラジル産鶏肉等の取扱いについて

今般、ブラジル政府から食肉検査の不正に関する事案が公表され、ブラジル国内の21施設が捜査の対象となり、ブラジル農務省がこれらの施設に対して、操業停止や出荷停止の措置をとっています。

現時点においてはこれらの施設から出荷された鶏肉等の安全性の問題の有無についての情報は得られていませんが、厚生労働省では念のため次の措置をとっているのご承知おき願います。

なお、別添のとおり関係団体宛にも周知していることを申し添えます。

- 1 操業停止又は特別監査の対象となった21施設で処理・加工・製造された鶏肉、はちみつ、プロポリス等の畜産食品については、3月21日以降、輸入手続を保留し、輸入を認めない。
- 2 上記21施設以外から鶏肉等の輸入届出があった場合には、輸入者毎、施設毎の初回届出について、官能検査を実施して衛生状況の確認を行うとともに、食肉にあつてはサルモネラ属菌、食肉製品にあつては成分規格の検査を指導する。
- 3 食肉のサルモネラ属菌の検査については、ブラジルでの衛生管理状況の把握を目的としているため、サルモネラ属菌が検出された場合であっても、直ちに食品衛生法違反とするものではない。
- 4 すでに輸入された鶏肉等については、検疫所を通じて、上記21施設のうち、輸入実績が確認された2施設（SEARA ALIMENTOS LTDA(SIF:530)、BREYER & CIA LTDA(SIF:3522)）から輸入された鶏肉、はちみつ、プロポリスにつ

いて、輸入業者に流通状況を調査し、在庫が確認された場合には詳細な情報が確認されるまで販売を見合わせるよう要請しているところですが、これまでの調査の結果、輸入業者や販売先において、364トンの在庫が確認されたため、2施設から出荷された鶏肉等に加え、出荷施設が不明なものについても、指導の対象とする。

(参考) 1施設から、鶏肉が平成28年度に8千7百トン、平成27年度に8千9百トン、他の1施設からは、はちみつとプロポリスが平成27年度に7.3トン（平成28年度は0）輸入。